

新生銀行 F X 取引規定

(店頭外国為替証拠金取引)

株式会社新生銀行

登録金融機関：関東財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会

新生銀行 F X 取引規定	1
(店頭外国為替証拠金取引)	1
新生銀行 F X 取引規定の目的	4
第 1 条 自己責任の原則	4
第 2 条 定義	4
第 3 条 新生銀行 F X 口座	6
第 4 条 取引日および取引時間	7
第 5 条 取引の内容等	7
第 6 条 本人確認	7
第 7 条 注文の指示	8
第 8 条 注文の執行および取消し等	8
第 9 条 書面の交付等	9
第 10 条 証拠金	9
第 11 条 値洗い計算	10
第 12 条 追加証拠金 (追証)	10
第 13 条 ロスカット	11
第 14 条 期限の利益の喪失	11
第 15 条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理	12
第 16 条 不足金	12
第 17 条 差引計算	12
第 18 条 担保物の処分	12
第 19 条 充当の指定	13
第 20 条 遅延損害金の支払い	13
第 21 条 決済条件の変更	13
第 22 条 取得情報の個人利用等	13
第 23 条 FX コールセンターサービス	13
第 24 条 債権譲渡等の禁止	14
第 25 条 諸料金等	14
第 26 条 利息	15
第 27 条 政府機関等宛て報告書等の作成及び提出	15
第 28 条 届出事項の変更	15
第 29 条 通知の効力	15
第 30 条 免責事項	15
第 31 条 契約の解約等	17
第 32 条 サービス利用の制限・禁止行為	18
第 33 条 当行による精算	18
第 34 条 報告	18
第 35 条 損害賠償の制限	18

第 36 条	サービス内容の変更.....	19
第 37 条	クーリングオフ制度.....	19
第 38 条	適用法.....	19
第 39 条	合意管轄.....	19
第 40 条	規定の準用.....	19
第 41 条	規定の変更.....	19

新生銀行F X取引規定の目的

新生銀行F X取引規定（以下「本規定」といいます。）は、お客さまと株式会社新生銀行（以下「当行」といいます。）との間で行う店頭外国為替証拠金取引（「新生銀行F X取引（店頭外国為替証拠金取引）」及びこれに附属するサービスをいい、以下「新生銀行F X」といいます。）に係る権利義務及び新生銀行F Xの利用に関する取決めを定めるものです。

第1条 自己責任の原則

お客さまは、新生銀行F Xを行うにあたって、当行が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付する「新生銀行F X 契約締結前交付書面（店頭外国為替証拠金取引説明書）」（以下「新生銀行F X説明書」といいます。）によりご説明する金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引に係る店頭外国為替証拠金取引の特徴、取引の仕組み等の取引に関する内容及び本規定並びにその他当行が別に定める「パワーフレックス取引共通規定」、「新生パワーダイレクト取引規定」、「新生銀行F Xツール利用規定」、「電磁的交付等サービス規定」その他付随又は関連する規定、規則、取引ルール等（以下「約款等」といいます。）の内容を十分にご理解のうえ、お客さまの判断と責任において取引を行っていただくものといたします。

第2条 定義

- (1) 必要証拠金（ひつようしょうこきん）
建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。
- (2) 売建玉（うりたてぎょく）
売取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売ポジションともいいます。
- (3) 受入証拠金（うけいれしょうこきん）
お客さまが当行に差し入れた証拠金のことをいいます。なお、取引によって発生した決済損益やスワップポイントの授受は、受渡日に受入証拠金への入出金をもって受け払いされます。
- (4) 証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）（純資産÷必要証拠金）×100
- (5) 買建玉（かいたてぎょく）
買取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買ポジションともいいます。
- (6) カバー取引（かばーとりひき）
金融商品取引業者等がお客さまを相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として行う、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方とする為替取引もしくは店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- (7) ロスカット（ろすかっど）
当行が定める基準値を、お客さまの証拠金維持率が下回った場合に、お客さまの計算において当行が決済取引を行うことです。
- (8) 新規注文（しんきちゅうもん）
新たに建玉を建てるための注文をいいます。
- (9) 決済注文（けっさいちゅうもん）

新規で発注された建玉を手仕舞う（建玉を減じる）ために行う注文で、建玉を指定して行う反対売買取引の注文をいいます。

(10) 受渡日（うけわたしび）

外国為替の銀行間取引のルールにおける資金の受渡日をいいます。

(11) 差金決済（さきんけっさい）

決済にあたり、当該通貨ペアの売買の価格差により算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(12) 未受渡売買損益（みうけわたしばいばいそんえき）

差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。

(13) 未受渡スワップ損益（みうけわたしすわっぷそんえき）

ロールオーバーにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。

(14) スワップポイント（すわっぷぽいんと）

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る受渡日から翌営業日に係る受渡日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

(15) 建玉（たてぎょく）

店頭外国為替証拠金取引における建玉とは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいいます。ポジションともいいます。

(16) 注文中証拠金（ちゅうもんちゅうしょうこきん）

現在注文中（新規未約定）の必要証拠金のことをいいます。

(17) デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

(18) 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

(19) 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

(20) 未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎょくひょうかそんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、現在の価格により算出されたものをいいます。

(21) 両建て（りょうだて）

決済取引をせず、同一商品、同一通貨の組み合わせで買建玉と売建玉を同時に持つことです。

(22) ロールオーバー（ろーるおーばー）

建玉の受渡日を繰り延べることをいいます。このロールオーバーのときにスワップポイントが生じます。

(23) 純資産（じゅんしさん）

受入証拠金 + (未決済建玉評価損益+未受渡決済スワップ損益) + 入出金予定額+未受渡売買損益

(24) 有効証拠金（ゆうこうしょうきん）

純資産－（必要証拠金＋注文中証拠金）

(25) スリッページ（すりっぺージ）

スリッページとは、お客さまが注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違を言います。当行では、AS ストリーミング注文及びストリーミング注文において、お客さまが許容する以上の不利なレートで約定することを防ぐため、発注の際にあらかじめお客さまご自身でスリッページの制限値を設定することが可能です。

(26) 取引日・営業日（とりひきび・えいぎょうび）

取引日とは、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外の日をいいます。また、営業日とは、土曜日、日曜日、日本の祝祭日及び当行が任意に休日と定めた日以外の日をいいます。

(27) 強制決済（きょうせいけっさい）

当行がお客さまの計算において、お客さまの保有する建玉を強制的に決済することをいいます。

第3条 新生銀行FX口座

1. お客さまは、新生銀行FXを行うにあたり、当行所定の方法により当行に店頭外国為替証拠金取引口座（以下「新生銀行FX口座」といいます。）を開設するものとします。お客さまは、新生銀行FX口座の開設に当たって、金商法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾し、これを証するため、「外国為替証拠金取引に関する確認書」を差し入れることとします。
2. 新生銀行FXに係る全ての事項について、お客さまの新生総合口座パワーフレックス（以下「パワーフレックス口座」といいます。）及び新生銀行FX口座において管理するものとします。
3. 新生銀行FX口座は原則として一名義一口座のみとし、お客さまは、次に掲げる要件をすべて満たす場合に新生銀行FX口座の開設を申し込むことができます。なお、当行は、お客さまから新生銀行FX口座の開設のお申込を受けた際、当行所定の審査を行い、当該審査の結果口座開設をお断りする場合がありますこと、及びその場合の理由を開示しないことについて、お客さまは、予め承諾するものといたします。
 - (1) 新生銀行FX説明書及び本規定等当行所定の規定、規則等の内容につきご承諾いただくこと。
 - (2) 新生銀行FXを行うにあたり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただくこと。
 - (3) 当行がカバー取引を行うことができなくなった場合は、お客さまの未決済の取引（建玉）を強制決済される場合がありますことにつきご承諾いただくこと。
 - (4) 当行所定の利用環境においてインターネットをご利用いただくこと。
 - (5) 新生銀行FXにかかる当行所定の書面につき、書面による交付・徴求にかえて、当行所定の電磁的方法により交付・徴求することについてご同意いただくこと。
 - (6) 当行は外国為替証拠金取引に関する諸連絡を原則電子メールでお送りするため、お客さまご自身のみが利用できる電子メールアドレスをお持ちで、当行に当該メールアドレスを登録していただくこと。また、当行は、当該諸連絡を電話及び郵送にて行う場合もありますので、お客さまの電子メールアドレス、連絡先電話番号、ご住所等を正しくお届けいただくこと。
 - (7) 満20歳以上70歳未満の個人で、行為能力を有すること。
 - (8) 100万円以上の余裕資金を有し、かつ、お客さまの外国為替証拠金取引の内容に応じた決済資

金等につき、流動性のある資金を十分に確保していただくこと。

(9) 日本国内に居住し、日本国内において外国為替証拠金取引を行っていただくこと。

(10) 当行にパワーフレックス口座を開設し、当該口座を正常に利用可能な状態で維持していただくこと。

(11) 前各号のほか当行所定の要件を満たしていただくこと。

4. お客さまは、新生銀行F X口座が解約されるまでの間、前項各号に掲げる要件（ただし、第7号のうち「70歳未満」という要件を除くものとします。）をすべて満たすことを確約します。

第4条 取引日および取引時間

1. 新生銀行F Xに関して、お客さまが取引できる日（以下「取引日」といいます。）及び時間（以下「取引時間」といいます。）は、当行が定めるものとします。
2. 当行は、当行が必要と認めるときは、前項に定める取引日又は取引時間を、事前に通知することなく変更することができるものとします。
3. 当行は、第1項に定める取引日又は取引時間内であっても、当行の使用に係る電子計算機と、新生銀行F Xに係る当行の委託先もしくは金融機関の共同システムの運営体の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」といいます。）の保守を実施する場合又は電子情報処理組織に障害が発生した場合には、事前に通知することなく新生銀行F Xの一部又は全部の利用を停止又は中止することがあります。

第5条 取引の内容等

1. 新生銀行F Xに係る外国為替レート及びスワップポイントは、当行がその判断により独自に提示する外国為替レート及びスワップポイントを適用するものとします。
2. 新生銀行F Xにおいて当行が取り扱う通貨、取扱単位その他取引の内容は、本規定に定めるもののほか、当行が別途定めるものとします。
3. 新生銀行F Xにおける取引あたりの注文金額の上限、並びに注文及び保有する建玉の数量の上限は、当行が別途定めるものとします。
4. お客さまは、当行が新生銀行F Xに係る注文及び新生銀行F Xに関連する事務を当行の指定する第三者に取次ぎ又は委託することをあらかじめ承諾するものとします。

第6条 本人確認

1. 新生パワーダイレクト取引規定第7条及び第8条並びにこれらに関連する規定にかかわらず、新生銀行F Xを行うために当行がお客さまに提供するソフトウェア（以下「新生銀行F Xツール」といいます。）によって提供するサービスのうち当行所定のもの（以下「対象サービス」といいます。）は、当行の指示に従って、パワーフレックス口座の3桁の店番号と7桁の口座番号（以下「口座番号」といいます。）、パワーフレックス口座開設の際にお客さまが登録した暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）及び新生パワーダイレクトのために登録した新生パワーダイレクト専用のパスワード（以下「パワーダイレクトパスワード」といいます。）など当行所定の事項（ただし、セキュリティ・カード指定記号を除きます。）をコンピュータ端末より入力することにより利用できるものとし、当行は、入力された口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワードなど当行所定の事項（ただし、セキュリティ・カード指定記号を除きます。）と当行で登録しているそれ

らの番号・文字とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者をお客さま本人とみなし、対象サービスの取扱いをいたします。

2. 新生パワーダイレクト取引規定第 8 条及びこれに関連する規定にかかわらず、当行所定の方法によりコンピュータ端末より入力された口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワードと、当行に登録してある口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワードとの一致を確認して取り扱いましたうえは、これらの番号・文字につき不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。暗証番号及びパワーダイレクトパスワードはお客さま本人の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭うことがないように十分に注意してください。
3. 暗証番号及びパワーダイレクトパスワードの入力を当行所定の回数連続して間違えた場合、対象サービスの利用を停止します。対象サービスの利用を再開するためには、暗証番号又はパワーダイレクトパスワードの変更あるいは利用停止解除手続を当行所定の方法により行ってください。

第7条 注文の指示

1. 新生銀行 F X に係る注文をするときは、当行が定める取扱時間内に、当行所定の方法により、当行所定のインターネット取引システム（以下「取引システム」といいます。）に、取引の種類、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行方法その他の当行所定の事項を正確に入力するものとしします。
2. 当行は、取引システムを利用できない場合であっても、電話、FAX、電子メール等の取引システム以外の方法により注文を受け付ける義務を負わないものとしします。ただし、当行が必要やむを得ないものとして、これに応じる場合を除きます。
3. お客さまの注文は、お客さまが注文内容及び執行条件等を入力し、確認の入力、送信等を行った後、当行がお客さまの注文内容及び執行条件等を受信した時点で注文の受付としします。
4. お客さまが発注された注文は、未約定の場合には、変更（ただし、当行所定の事項に係る変更に限ります。）及び取消を行うことができるものとしします。注文を変更及び取消される場合には、お客さまは、それぞれ当行所定の注文変更画面及び注文取消画面より、変更及び取消しを行うものとしします。

第8条 注文の執行および取消し等

1. 新生銀行 F X の約定日（以下「約定日」といいます。）は、お客さまの注文に係る取引の成立を当行の取引システムにおいて確認した日としします。
2. 当行は、新生銀行 F X に係る取引の成立を確認したときは、当行所定の方法により、遅滞なく取引成立の旨を通知するものとしします。
3. 前二項に定めるほか、当行は、新生銀行 F X を行う場合、あらかじめ、次の各号に掲げるお客さまの注文の執行に係る基準を定めるものとしします。
 - (1) お客さまからの受注に係る事項
 - (2) お客さまの注文を執行する順序に係る事項
 - (3) お客さまの注文の約定に用いる価格に係る事項
 - (4) お客さまの注文の全部又は一部の失効又は執行の留保に係る事項
 - (5) 前各号に定めるほか、その他当行が必要と認める事項

4. お客様の注文が約定し、それがお客様の手違いによる場合であっても、当行は一切の責任を負わないものとします。
5. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行は、当行が必要と認める場合を除き、当該各号に定めるお客様の注文の執行を行わないものとします。また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合は、当行はお客様の注文の執行を行わないことができるものとします。
 - (1) 有効証拠金の額が新規注文を行うに必要な必要証拠金の額に不足する場合 当該新規注文
 - (2) お客様の注文の内容が本規定、新生銀行FX説明書又は約款等に違反する場合 当該注文
 - (3) その他、当行が不相当と合理的に判断した場合 当行が不相当と合理的に判断した注文
6. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行は、当該各号に定めるお客様の注文を取り消すものとします。また、当行は、お客様の注文について約定しない可能性が著しく高いと判断した場合は、当該注文を取り消すことができるものとします。
 - (1) 純資産の額が必要証拠金の額に不足する場合において、当行の提示レートがお客様の指値注文又は逆指値注文の注文レートに達した場合 当該指値注文又は逆指値注文
 - (2) 当行がお客様の保有する全ての建玉を強制決済した場合 お客様の全ての注文
7. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当行は、当該各号に定める約定及び当該約定に引き続いてなされた約定を訂正し又は取り消すことができるものとします。
 - (1) 当行が不正と認めた取引において約定した場合 当該約定
 - (2) 当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた当該提示レートで約定した場合 当該約定
 - (3) システム障害、インターバンク市場におけるレート配信の誤り、お客様に価格提示するまでの当行又は当行の委託先もしくは契約先の処理操作誤り等（以下、併せて「システム障害等」といいます。）が発生している際に約定した場合 当該約定
 - (4) お客様が本規定、新生銀行FX説明書又は約款等に違反した場合 当行が必要と合理的に認める約定
 - (5) その他、当行が必要と合理的に認める場合 当行が必要と合理的に認める約定
8. 当行は、当行が提示したスワップポイントがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合には、当該提示したスワップポイントを無効とし、これに基づく受入証拠金の加減算等を訂正し又は取り消すことができるものとします。

第9条 書面の交付等

1. 当行は、お客様に対し法令規則等に基づき書面を交付し又は書面による同意を取得する場合には、これらのうち当行所定の書面につき、「電磁的交付等サービス規定」の定めに従い電磁的方法により交付し又は同意を取得するものとします。
2. 前項に定める場合、お客様は、当該書面を受け取ったときは、その記載内容を確認するものとし、当該書面の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、当行に照会するものとします。

第10条 証拠金

1. お客様は、新規に新生銀行FXに係る注文を行ってから決済を行うまでの間、当行が定める必

要証拠金を上回る証拠金を、新生銀行F X口座に円貨にて維持しておくものとします。

2. 受入証拠金は、次に掲げる各号の額を加減算した額とします。
 - (1) お客様が新生銀行F X口座に預託している証拠金の残高
 - (2) 反対売買により生じた差損益金の額
 - (3) スワップポイントの額
 - (4) 新生銀行F Xに係る手数料及びその他の必要経費の合計額
3. 前項第 1 号の受入証拠金は、お客様がパワーフレックス口座円普通預金から当行所定の方法による振替により、円貨をもって差し入れるものとします。ただし、パワーフレックス口座円貨預金規定 I.【普通預金】第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、円普通預金の残高がゼロ円以下である場合は、新生銀行F X口座への振替はできません。
4. 当行は、第 2 項第 2 号及び第 3 号について、お客様に事前に通知することなく、それぞれの受渡し時に同第 1 号の額に加減することができるものとします。
5. 当行は、第 2 項第 4 号について、お客様に事前に通知することなく、それぞれの受渡し時に同第 1 号の額から差し引くことができるものとします。
6. お客様は、受入証拠金は、お客様が当行に対して負担する新生銀行F Xに係る一切の債務履行の担保を目的とすることを理解し、承諾するものとします。
7. 当行は、受入証拠金をお客様から受領した場合、「取引報告書兼証拠金受領書」を電磁的方法によって交付いたします。
8. お客様は、受入証拠金の額が当行が定める額を超える場合には、その超過額の範囲内において、受入証拠金をパワーフレックス口座円普通預金へ当行所定の方法により振替えることができるものとします。
9. 当行は、経済情勢の変化等に伴い必要証拠金の額を変更できるものとします。なお、必要証拠金の額を変更したときは、お客様の未決済建玉に係る必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金の額を適用するものとします。
10. お客様は、前各項に定めるほか、新生銀行F Xに関わる証拠金については、当行の定めるところに従うものとします。

第11条 値洗い計算

1. 当行は、新生銀行F Xに関わるお客様の未決済建玉につき、当行が妥当と判断する外国為替相場の実勢レートを用いて当行所定の時間毎に値洗い計算を行うものとします。これにより、未決済建玉評価額が変化し純資産の評価も変動し、証拠金維持率等も変化します。
2. 証拠金維持率が、お客様が選択されたレバレッジコース及びロスカット率に応じた当行所定の水準に達したときは、当行所定の方法でお客様に通知します。ただし、値洗い計算は当行所定の時間毎に行いますので、証拠金維持率が当行所定の水準に達したときに直ちに通知されるとは限りません。

第12条 追加証拠金（追証）

1. お客様がレバレッジ 25 倍コースを選択した場合において、毎取引日の取引時間終了時点における証拠金維持率が 100%を下回ったときは、証拠金の追加差入義務が発生します。この場合お客様は、当行所定の期限までに、証拠金の追加差入義務の発生時点における純資産が必要証拠金

に不足する金額（以下「追加証拠金額」といいます。）以上の証拠金を入金するか、又は建玉の全部もしくは一部を決済して、証拠金の追加差入義務を解消しなければなりません。なお、証拠金の追加差入義務が発生した後、相場の変動等によりお客さまの証拠金維持率が 100%を回復した場合でも、証拠金の追加差入義務の解消とはみなされず、お客さまは、追加証拠金額以上の証拠金を入金するか、建玉の全部もしくは一部を決済しなければならないものとします。

2. お客さまは、証拠金の追加差入義務が発生し、解消されるまでの間は、新規注文の発注及び前条第 8 項に基づく受入証拠金の振替を行うことができません。
3. 第 1 項の当行所定の期限までに、証拠金の追加差入義務が解消されない場合は、当行は、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの保有する全ての建玉を強制決済することができます。

第13条 ロスカット

1. 証拠金維持率が、当行所定の範囲内でお客さまが予め設定したロスカットの水準未満となった場合、当行は、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの保有する全ての建玉を強制決済することができます。但し、当行は、かかる強制決済の注文の執行を保証するものではなく、システム障害等により予定された通りに決済注文が執行されない場合があり、また、相場が急激に変動した場合等においては、損失が受入証拠金の額を上回る場合があります。

第14条 期限の利益の喪失

1. お客さまが、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当行から通知、催告等がなくても、お客さまは当行に対する新生銀行 F X に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
 - (1) 支払の停止又は破産、民事再生もしくは個人再生手続開始の申立があったとき
 - (2) お客さまの新生銀行 F X に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき
 - (3) お客さまの新生銀行 F X に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき
 - (4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
 - (5) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行にお客さまの所在が不明となったとき
 - (6) 心身機能の重度な低下により、新生銀行 F X の継続が著しく困難又は不可能となったとき
 - (7) お客さまが死亡されたとき
2. お客さまが、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当行の請求によって、お客さまは当行に対する新生銀行 F X に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
 - (1) お客さまの当行に対する新生銀行 F X に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客さまが当行に対する債務（ただし、新生銀行 F X に係る債務を除きます。）のために差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
 - (3) お客さまが本規定、「新生銀行 F X 説明書」又は約款等のいずれかに違反したとき

(4) 前各号のほか当行が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第15条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における処理

1. お客さまが前条第1項各号のいずれかに該当したとき、又はお客さまの意思を長期にわたって確認できない状況にあると当行が合理的に判断したときには、お客さまへの事前通知やお客さまの承諾を得ることなく、当行が定める方法により、当行がお客さまの計算において、お客さまの保有する全ての建玉を強制決済することができるものとします。
2. お客さまが前条第2項第1号に掲げる債務のうち、新生銀行F Xに係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、お客さまへの事前通知やお客さまの承諾を得ることなく、当行が定める方法により、当行がお客さまの計算において、お客さまの保有する全ての建玉を強制決済することができるものとします。
3. お客さまが前条第2項各号のいずれかに該当したときで、当行から請求があった場合には、当行の指定する日時までに、お客さまが新生銀行F X口座を通じて行っている全ての新生銀行F Xに係る建玉を決済するために必要な反対売買を当行に発注するものとします。(前項の規定により、当行が強制決済を行う場合を除く。)
4. 前項の日時までに、お客さまが反対売買の発注を行わないときは、当行が任意に、これを決済するために必要な強制決済を行うことができるものとします。

第16条 不足金

1. お客さまによる決済、当行による強制決済、又は約定の訂正・取消事由の発生その他の事由により、お客さまに純資産を上回る金額の債務負担(以下「不足金」という)が発生した場合には、お客さまは当行が定める時限までに当行所定の方法により当該不足金を入金するものとします。
2. 前項の不足金が当行が定める時限までに入金されない場合は、第17条及び第19条に定める方法で充当するものとします。

第17条 差引計算

1. 当行との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当行に対する債務を履行することとなった場合には、その債務とお客さまの新生銀行F Xに係る債権及びその他一切の債権とを、その履行の期限にかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客さまに代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 第1項及び前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については当行が定める利率によるものとし、また外国為替相場については当行が妥当と判断する実勢の外国為替レートを適用するものとします。

第18条 担保物の処分

1. お客さまが本規定に基づき当行に対し負担する債務を当行が定める期限までに履行しないときは、お客さまが当行に対して差し入れている受入証拠金等の担保物について、あらかじめお客さまへ通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客さまの計算において、当行の任

意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができるものとします。また当該弁済充当を行った結果、お客さまが当行に対し残債務を有する場合には、お客さまは直ちに弁済を行うものとします。

第19条 充当の指定

1. お客さまが債務を履行する場合又は第 17 条もしくはパワーフレックス口座円貨預金規定 I.【普通預金】第 12 条等によって差引計算を行う場合において、お客さまの債務の全額を消滅させるのに不足しているときは、当行は、当行が適当と認める順序及び方法により当該債務へ充当することができるものとします。

第20条 遅延損害金の支払い

1. お客さまが当行に対する債務の履行を怠ったときは、当行の請求により、当行に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年 14.6%の率を上限とする遅延損害金を支払うものとします。

第21条 決済条件の変更

1. お客さまは、天災地変、為替市場の激変その他やむをえない事由により、当行が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第22条 取得情報の個人利用等

1. 当行から媒体の如何にかかわらず直接的又は間接的に取得したデータ、ニュース、コンテンツ及びその他の情報等は、お客さまご自身の私的使用又はその他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの情報等を利用（複製、改変、アップロード、掲示、送信、頒布、ライセンス、販売、出版等を含む）することを禁止するものとします。
2. 当行が提供する情報は、お客さまの投資に関する断定的判断又は売買の勧誘を目的としたものではありません。
3. 当行は、新生銀行 F X に関して当行が提供するデータ、ニュース等の情報に関しては万全を期しておりますが、かかる情報の正確性、完全性及び信頼性を保証するものではなく、これらの情報の利用によりお客さまが被ったいかなる損害についても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負いません。また、当行は、相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、通信機器、通信回線、商用ネットワーク、コンピュータ等の障害によって生じたかかる情報の伝達遅延、中断及び誤謬、欠陥等については一切その責任を負いません。なお、当行への情報提供元は、かかる情報の正確性、完全性及び信頼性を保証するものではなく、これらの情報の利用によりお客さまが被ったいかなる損害についても一切責任を負わず、その原因の如何を問わず、通信機器、通信回線、商用ネットワーク、コンピュータ等の障害によって生じたかかる情報の伝達遅延、中断及び誤謬、欠陥等については一切その責任を負いません。

第23条 FX コールセンターサービス

1. お客さまは、電話での依頼により、新生銀行 F X に係る次のサービスを利用する場合に、FX コールセンターサービス（以下「コールセンターサービス」といいます。）を利用できるものとします。
 - (1) 照会サービス

新生銀行F X口座に関する証拠金残高照会、取引明細照会等の当行所定の各種照会サービス

(2) 商品・サービス内容案内サービス

外国為替レート、商品内容等、新生銀行F Xに関する情報の案内サービス。

2. コールセンターサービスの利用時間は、当行所定の時間内とし、各サービスにより時間は異なることがあります。なお、当行はお客さまに当行からの通知をすることなく、コールセンターサービスの利用時間を変更する場合があります。
3. コールセンターサービスを利用するにあたり使用することができる電話機の種類は当行所定のものに限ります。
4. (1) 照会サービスを利用するにあたり、お客さまは、音声案内に従って、口座番号及び暗証番号を当行所定の方法により、電話機より入力してください。入力された口座番号及び暗証番号と、当行で登録している口座番号及び暗証番号とが各々一致したことを当行にて確認した場合は、入力した者をお客さま本人とみなし、照会サービスの取扱いをいたします。
(2) 当行所定の方法により電話機より入力された口座番号及び暗証番号と、当行に登録してある口座番号及び暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、これらの番号につき不正使用その他の事故等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。暗証番号はお客さま本人の責任において厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭うことがないよう十分に注意してください。
(3) 暗証番号の入力を当行所定の回数連続して間違えた場合、コールセンターサービス及び新生パワーコールによるサービスを中止します。その場合は、取引店又は新生パワーコール宛ご連絡ください。
5. (1) 照会サービスを依頼するには、前項による本人確認手続を経た後に、当行所定の方法で、依頼するサービスの内容を伝えてください。なお、お客さまによる住所変更の届出がなく、当行にてお客さまの住所が不明になっている場合は、照会サービスの依頼の前に、当行所定の方法により住所変更の届出を行ってください。
(2) 照会サービスでは、前号により依頼内容が当行に伝えられたことをもってサービスの依頼を受付けたものとし、当行所定の照会・案内をいたします。
6. お客さまが依頼したサービスの内容をはじめ、お客さまと当行との間の通話内容は、当行にて録音される場合があります。録音された電磁的記録等は当行にて相当期間保管されます。

第24条 債権譲渡等の禁止

1. お客さまが当行に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

第25条 諸料金等

1. お客さまは、新生銀行F Xに係る公租公課をお客さま自身の負担により支払うものとします。
2. 新生銀行F Xに係る取引手数料等の手数料は、当行が別途定めるものとします。新生銀行F Xに係る手数料は、経済情勢等の変化により、当行の判断で変更又は新設することができるものとします。

第26条 利息

1. 当行は、新生銀行F Xに関しお客さまが当行に差し入れた受入証拠金、新生銀行F Xにより生じたお客さまの売買差益金その他新生銀行F Xに関する金銭に対しては、付利をいたしません。

第27条 政府機関等宛て報告書等の作成及び提出

1. お客さまは、当行が法令等に基づき要求される場合には、お客さまの新生銀行F X及びその他の情報について政府機関等宛て報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、当行の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関してお客さまに発生した一切の損害については、当行は免責されるものとします。

第28条 届出事項の変更

1. お客さまが当行に届け出たお客さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、個人番号又はその他の事項に変更があったときは、お客さまは、当行所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当行に届け出るものとします。
2. 暗証番号、パスワード等を失念し又は喪失した場合は、速やかにその旨を当行に届け出るものとします。
3. 前各項の届出があった場合、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。
4. 第1項又は第2項のお届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、お客さまからお預かりしている資金の返還請求には応じられません。
5. 当行は、お客さまから第1項の届出を受領した場合、届出事項を変更するための手続きを遅滞なくとるものとしますが、届出事項の変更が反映されるまでには当行所定の時間を要します。当行は、かかる届出事項の変更反映までの間に諸通知を送る場合には、お客さまが当行に届け出た変更前のお客さまの氏名、住所もしくは電子メールアドレス宛て送ること、又は送ることを見合わせることもできるものとします。

第29条 通知の効力

1. 当行は、お客さまが当行に届け出たお客さまの氏名、住所又は電子メールアドレス（前条第5項後段の場合においては、変更前のお客さまの氏名、住所又は電子メールアドレスを含みます。）宛てに諸通知をお送りいたします。この場合において、未達、遅延、延着等があったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、かかる未達、遅延、延着等によりお客さまに発生した損害について、当行は免責されるものとします。

第30条 免責事項

1. 次の各号に掲げる事由によりお客さま又は第三者に発生した損害又は損失もしくは費用（以下、本条において「損害等」といいます。）については、当行の故意又は重過失に起因する場合を除き、当行は免責されるものとします。
 - (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場閉鎖、その他これに類する事由）等の不可抗力と認められる事由により、新生銀

行F Xにおける注文の執行(ロスカット、強制決済に伴うものを含む。)、金銭の授受又は事務手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害等

- (2) 外国為替市場の閉鎖、休場又は開場もしくは規則の変更等の事由により、当行がお客さまの新生銀行F Xに係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (3) 国内の休日、当行の取扱時間外、システム障害等(ただし、当行の責めに帰すべき事由による場合を除く。)又は当行が行うシステムのメンテナンス等により、当行がお客さまの新生銀行F Xに係る注文に応じ得ないことによって生じた損害等
- (4) 電信、インターネット、電話回線又は携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬又は遅延等の当行の責めに帰さない事由により生じた損害等
- (5) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピュータ機器等の障害、瑕疵並びに第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動が生じたことにより生じた損害等
- (6) 当行の提示レート又はスワップポイントがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が合理的に認め、お客さまの注文を執行しなかったこと、又は当行が当該提示レートもしくはスワップポイントに基づく約定もしくは受入証拠金の加減算の訂正もしくは取消を行ったことにより生じた損害等
- (7) 前号に定める他、本規定の定めに従って、当行の判断において、お客さまの注文を執行しなかったこと、注文を取り消したこと、又は約定の訂正もしくは取消を行ったことにより生じた損害等
- (8) 相場状況の急変等によりスプレッド幅が広がる、スリッページの発生、又はロスカットや強制決済の執行等により意図した取引できないこと、または意図しない取引が成立することに伴う損害等
- (9) 当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行が提供する情報等の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等
- (10) お客さまの口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワード等をお客さまご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当行に登録されているものとの一致を当行が確認し、そのうえで行われた取引により生じた損害等
- (11) 当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワード等又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等
- (12) 当行に登録されているお客さまの口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワード等とお客さまが入力された口座番号、暗証番号及びパワーダイレクトパスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等
- (13) お客さまが本規定、新生銀行F X説明書又は約款等について誤解し又は理解不足であったことにより生じた損害等
- (14) お客さまが当行に届け出た情報に変更があり、当該変更の内容についてお客さまから当行にお届けがないこと又はお届けが遅れたことにより、当行がお客さまの取引注文を受け付けずもしくは執行せず、もしくはお預かりした金銭等を返還しなかったことにより生じた損害、又は新生銀行F Xに係る当行の一部又は全部の処理又は手続き等が不能又は遅延したことにより生じた損害等
- (15) やむを得ない理由による、当行が新生銀行F Xに係るサービスを停止し又は中止したこ

とにより生じた損害等

第31条 契約の解約等

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、又は第14条第1項各号もしくは第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、当行は新生銀行F Xに係るサービス及び取引の利用を制限し、新生銀行F X口座及び新生銀行F Xに係る全ての契約を解約することができるものとします。
 - (1) お客さまが、本規定、新生銀行F X説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき（ただし、かかる違反が軽微である場合の解約については、当行からの通知後相当の期間内に治癒されないときに限る。）
 - (2) お客さまが第3条第4項に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - (3) 当行が本規定、新生銀行F X説明書又は約款等に係る変更についてお客さまに対し同意又は承諾を求め、お客さまがこれに応じないとき
 - (4) お客さまの当行に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
 - (5) 当行が定める期間においてお客さまによる利用がなく、新生銀行F Xに係る取引、残高等を基準とした当行所定の条件を満たさないとき
 - (6) 他のシステム等を利用して新生銀行F Xに係るサービス又はシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当行が判断したとき
 - (7) 取引の方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行のカバー取引に影響を及ぼす取引、又は過度な取引等不適切な取引であると合理的に判断したとき又はそのおそれがあるとき
 - (8) お客さまにおいて新生銀行F Xにかかる価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当行が合理的に判断したとき
 - (9) お客さまが新生銀行F Xにおいて仮名取引又は借名取引もしくはその疑いがある取引を行ったと当行が判断したとき
 - (10) 新生銀行F X口座の名義人を強要し第三者の意思により新生銀行F X口座を開設し、又は取引していたこと、もしくはその疑いがあると当行が判断したとき
 - (11) お客さまが新生銀行F X口座の開設時に届け出た情報が虚偽又は提出書類が真正でないと当行が判断したとき
 - (12) お客さまの新生銀行F X口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又はそのおそれがあると当行が判断したとき
 - (13) 当行がお客さまに対し、本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、お客さまがそれに同意又は承諾されないとき
 - (14) その他当行が定めるパワーフレックス取引共通規定第10条（解約等）第2項又は第3項に掲げる事項に該当したとき
 - (15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当行がお客さまに対し解約の申出をしたとき
2. お客さまのパワーフレックス口座が解約された場合は、新生銀行F X口座及び新生銀行F Xに係る全ての契約も当然に解約されたものとみなします。

第32条 サービス利用の制限・禁止行為

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、事前の通告なくお客さまの新生銀行F Xに係るサービス及び取引の利用を制限することができるものとします。
 - (1) お客さまが届出事項の変更に係る届出を行わないもしくは当行の定める期間内にお取引がない等の事由によりお客さまが新生銀行F Xを行うことが不適当と当行が判断した場合
 - (2) お客さまが満75歳となった場合
2. お客さまは、新生銀行F Xに関して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。なお、お客さまの行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当行が行い、お客さまはかかる当行の判断に従うこととします。
 - (1) 当行又は当行の委託先もしくは契約先その他の第三者の著作権、商標権などの知的財産その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を返信又は掲載する行為
 - (3) 取引システムもしくは電子情報処理組織等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

第33条 当行による精算

1. 当行とお客さまとの新生銀行F Xに係る全ての契約の解約は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) お客さまの新生銀行F X口座において建玉及び証拠金等の残高がある場合は、原則、お客さまご自身で建玉を決済し、パワーフレックス口座へ振替出金等の手続きを行うものとします。ただし、お客さまが当該手続きを履行しない場合、又はお客さまへの連絡が不達の場合その他お客さまによる当該手続きの履行が合理的に期待できない場合は、当行の裁量によりお客さまの計算において当該手続きを行うものとします。なお、当行の裁量において当該手続きを行った場合でも、当該手続きに係る処理の方法及び時期並びにその結果等の全ての事項について、お客さまは一切の異議を申し立てないものとします。
 - (2) お客さまの契約解約に伴う手続きを行った結果、不足金が発生した場合には、第16条の定めに従うものとします。なお、お客さまの新生銀行F Xに係る建玉が残存する場合、又はお客さまの新生銀行F Xに係る債務が残存する場合には、必要な限度において本規定、新生銀行F X説明書及び約款等は継続して効力を有するものとします。

第34条 報告

1. お客さまは、第3条第4項に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき、第14条第1項各号もしくは第2項各号のいずれかの事由に該当したとき、又はそれらの虞があるとき（ただし、お客さまが死亡した場合を除く）、又は当行に差し入れている担保の目的物のみならず、お客さまが他の債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始があったとき、又はその虞れのあるときは、直ちに書面を以ってその旨を当行に報告するものとします。

第35条 損害賠償の制限

1. 当行の責めに帰すべき事由があった場合（ただし、当行の故意又は重過失に起因する場合を除く。）でも、当該事由の如何にかかわらず、お客さまの逸失利益については、当行は一切の責任を負わないものとします。

第36条 サービス内容の変更

1. 当行は、お客さまに事前に通知することなく、新生銀行FXに関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第37条 クーリングオフ制度

1. お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

第38条 適用法

1. 本規定は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第39条 合意管轄

1. お客さまと当行との間の新生銀行FXに関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第40条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、約款等により取扱います。ただし、別表に定める約款等については、別表に定めるとおりに読み替えた上で準用するものとします。

第41条 規定の変更

1. 本規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトに掲示するなど当行が定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までにご異議のお申立てがないときは、本規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

新生銀行FX取引規定（店頭外国為替証拠金取引）第31条第1項（6）から（8）に関するご注意

当行は、新生銀行FX取引規定（店頭外国為替証拠金取引）第31条第1項（6）から（8）におきまして、それぞれ、

- （6）他のシステム等を利用して新生銀行FXに係るサービス又はシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当行が判断したとき
- （7）取引の方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行のカバー取引に影響を及ぼす取引、又は過度な取引等不適切な取引であると合理的に判断したとき又はその虞があるとき
- （8）お客さまにおいて新生銀行FXにかかる価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当行が合理的に判断したとき

には、新生銀行FXを制限し、取引規定等に基づく契約を解約できることとなっております。

たとえば、次のような行為は上記各号に該当するものと当行が判断して、新生銀行FXを制限し、

契約を解約させていただく可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 端末機器、接続回線又はプログラムの不正な操作又は改変等による取引行為
- ② 当行の提示するレートに対する注文について、故意に約定を遅延させることを繰り返すことにより、カバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる行為
- ③ 短時間に、頻繁に行われる取引であって、他のお客さま又は当行のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる行為
- ④ 自動売買プログラム等を使用していると思われる取引であって、他のお客さま又は当行のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる行為
- ⑤ 流動性の低い時間帯における多額の取引であって、他のお客さま又は当行のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる行為

登録 No.10704 17.06